

核兵器の廃絶に関する決議

我が国は唯一の被爆国の責務として、国内外で核軍縮に向けた努力を続けてきた。

しかしながら、昨今、核の拡散や使用の危険性が高まり、核兵器廃絶の唯一の国際合意である核不拡散条約（NPT）体制はまさに崩壊の危機に瀕している。

こうした中、被爆地広島・長崎の両市の呼びかけによる平和市長会議では、1996年の国際司法裁判所による勧告的意見に基づき、「核軍縮交渉を誠実に履行し完結させる義務」の遂行を核保有国に求める「誠実な交渉義務推進キャンペーン」に取り組むとともに、都市の具体的な行動として、「都市を攻撃目標にするな（Cities Are Not Targets(CANT)プロジェクト）」を世界的に展開している。このプロジェクトは、核兵器は絶対悪であるとの認識のもと、世界中の各都市が核保有国に対し、「我が都市が攻撃目標となることは容認できない」というメッセージを発信することにより、子どもたちをはじめ、市民が暮らす都市を標的とするものの非人道性を訴え、核保有国の政策変更を求めていくものである。

本会は、この平和市長会議の取組みを支持するとともに、一日も早く全世界から核兵器が廃絶されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 19 年 7 月 4 日

全 国 市 長 会